

政策Ⅱ-1-(3)-②

1. 政策及び目標等

政策	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化
達成すべき目標	国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進
目標設定の考え方及びその根拠	経済・金融取引の国際化が進展する中、金融資本市場の重要なインフラである会計基準についての国際的なコンバージェンスを進めることにより、我が国資本市場の活性化と我が国企業の国際的な資金調達の円滑化を図ることが重要である。
測定指標	会計基準の整備状況

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	会計基準等の国際的な対応等
参考指標	EUによる日本の会計基準の受け入れ状況 会計基準等の整備状況

3. 政策の内容

我が国会計基準は、企業会計審議会等において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のない高品質なものとなってきています。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ、引き続き着実な基準整備を促していくこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

- ① 米国証券取引委員会（SEC）は、2005年5月に米国市場において国際会計基準を使用する外国企業に対して要求されている数値調整を2009年までに解消することを目標とする「ロードマップ」を公表しました。これを受けて、2006年2月に国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、コンバージェンスに関する覚書（MOU）を公表しました。
- ② 欧州連合（EU）は、2005年から域内上場企業の連結財務諸表の作成にあたり、国際会計基準の採用を義務付けており、また、域外の上場企業についても、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を義務付ける方針を明らかにしています。これに関連し、EUは日・米・加の会計基準について、国際会計基準との同等性の評価を行うこととしています。

- ③ このような環境の変化の中で、我が国会計基準が引き続き国際的な信頼を維持していけるよう国際的なコンバージェンスに向けて、我が国会計基準の考え方について積極的な情報発信を行うとともに、我が国会計基準に係る計画的な整備・改善を図ることが重要となっています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

- ① 我が国会計基準に関する関係者と連携・協力して、国際的な会計基準のコンバージェンスへの対応を進めるとともに、その過程において、欧州連合（EU）の会計基準の同等性評価に対して EU 関係者に働きかけを行ってきました。

米国との間でも、2006 年 1 月に金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間で、「日米ハイレベル証券市場対話」の枠組みについて合意し、2006 年 6 月には第 2 回の日米ハイレベル証券市場対話を開催し、そこで会計基準のコンバージェンスについて協議を行いました。

また、国際的な会計・監査・開示等の基準にかかる証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議に出席し、積極的な意見の発信を行ってきました。

- ② 金融庁は、企業会計基準委員会（ASBJ）にオブザーバーとして出席し、企業財務の一層の適正化等の観点から引き続き会計基準の整備を促しています。2005 年から 2006 年にかけて、ASBJ より、国際的な動向を踏まえ「役員賞与に関する会計基準」、「貸借対照表の純資産の部表示に関する会計基準」、「ストックオプション等に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」等が策定・公表されました。また、2006 年 3 月から ASBJ 特別目的会社専門委員会は投資事業組合等に係る連結の基準について検討を開始し、2006 年 6 月には公開草案を公表しています。

(2) 評価

- ① EU による日本の会計基準の受入れ方針

金融庁と国内関係者が連携して、コンバージェンスへの対応を進めてきたこと等を踏まえ、EU において、EU における第三国企業について、当初 2007 年 1 月から国際会計基準またはこれと同様の基準の適用を義務付けられる方針であったところ、日・米・カナダ等については、その期限を 2009 年 1 月まで延期するとの提案がなされました。

- ② 国際的な対話の枠組みの構築

2006 年 1 月に金融庁と米国証券取引委員会（SEC）との間で、「日米ハイレベル

証券市場対話」について、定期的に開催する枠組みとすることを合意したことを受け、今後、日米双方の対話の一層の促進が図られることとなりました。

③ 会計基準の整備

ASBJにおいては、EUの同等性評価等の会計基準を巡る国際的な動向を踏まえ、2006年1月には欧州証券規制当局委員会（CESR）の指摘した差異を中心とした2008年までの取り組みを示した文書を公表し、2006年3月には国際会計基準委員会（IASB）とのコンバージェンスの加速化に向けた合意がなされました。また、前述のように、ASBJにおいて、国際的な動向を踏まえた会計基準の整備が着実に進められています。これらについては、企業財務認識の適正化を通じた我が国資本市場の信頼性の向上に寄与するものと考えています。

6. 今後の課題

昨今、会計基準の国際的なコンバージェンスは一層の加速化の様相を呈してきています。また、EUにおける同等性評価に関連し、EU委員会は2008年4月までに、我が国会計基準を含めた各会計基準コンバージェンスの進捗状況の評価を行うことを提案しています。こうした国際的な動向を踏まえれば、国内固有の事情には留意しつつも、我が国金融市場の活性化と我が国企業の国際的な資金調達の円滑化等の観点から、会計基準のコンバージェンスに向けて関係者が一致協力し、一段の取り組みを進めていくことが求められているものと考えています。

このため、会計基準のコンバージェンスの重要性について情報発信等を行い、引き続き関係者に対しコンバージェンスに向けた一層の取り組みを促すとともに、会計基準等を巡る国際的な議論に積極的に参加していく必要があります。

また、このような国際的対応を含め、ASBJにおける会計基準、実務指針などの整備改善に向けた活動を引き続き支援していく必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、会計基準等に関する国際対応の強化を図るための機構定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取り組みの有効性等を踏まえ、取り組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

国際会議への参画状況、海外当局・会計基準設定主体等の動向 等

10. 担当部局

総務企画局企業開示課、総務企画局国際室